

リクルートマネジメントスクール利用約款 変更点一覧

2021年10月20日改定

条項	変更前	変更後	変更のポイント
第7条1項	乙は、研修の内容、開催時期、開催回数等を自らの裁量で定めることができる。甲は、本サービスを利用し、受講者（甲が雇用または直接に指揮命令する者および甲が雇用を予定している者であって、甲により研修の受講を認められた者をいい、以下「受講者」という）に対し、乙の定めた研修のうち任意の研修を受講させることができる。	乙は、研修の内容、開催時期、開催回数等を自らの裁量で定め、 <u>専用サイトにおいて甲に告知する。なお、乙は、当該告知後においても講師を変更することができる。</u> 甲は、本サービスを利用し、受講者（甲が雇用または直接に指揮命令する者および甲が雇用を予定している者であって、甲により研修の受講を認められた者をいい、以下「受講者」という）に対し、乙の定めた研修のうち任意の研修を受講させることができる。	サービスの実態に合わせてより詳細に記載
(新第10条4項)	-	<u>受講者の出欠確認は、乙が別途定める方法で行うものとする。</u>	出欠確認について追加
第11条1項	乙は、甲が受講の申し込みをした研修について、最少催行人数を満たさないなど合理的な事由がある場合は、甲または受講者に通知のうえ、その開催を中止できるものとする	乙は、甲が受講の申し込みをした研修について、最少催行人数を満たさない等 <u>の合理的な事由がある場合、または不可抗力による場合もしくはこれに準じた事由により受講者や講師らの安全に配慮すべき必要性が生じた場合は、</u> 甲または受講者に通知のうえ、その開催を中止できる権利を留保する。	・表現を統一 ・弊社の研修開催基準に合わせて修正
第12条	本サービス（研修の内容、テキスト、配布資料、投影用資料、ツール、マニュアル等を含むがこれらに限られない）に関する著作権等の知的財産権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）は、すべて乙または乙の提携先に帰属する。	本サービスに関連して乙が作成した著作物および乙が従来有していた著作物（研修の内容、テキスト、配布資料、投影用資料、ツール、マニュアル等を含むがこれらに限られない）に関する著作権等の知的財産権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）は、すべて乙または乙の提携先に帰属する。 <u>甲は、乙があらかじめ承諾した利用目的においてのみ当該著作物を使用することができ、乙の事前の承諾なく当該著作物を複写・複製したり、第三者に貸与・譲渡等したりできない。</u>	・より正確な表現に修正 ・著作物の使用範囲について明記
(新第13条5項)	-	甲は、受講者に研修を受講させるにあたり、受講者が、乙が別途定める受講要件を満たすことを確認するものとする。また、甲は、受講者に、乙が別途定める受講ルールおよび乙（講師を含む）の指示に従わせるとともに、乙による研修の円滑な進行および他の研修受講者の受講を妨げる行為をさせはならない。	受講要件および受講ルールについて追加
第13条5項 (新第13条6項)	甲は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に該当する行為をしてはならない (1)乙、他の研修受講者またはその他の第三者を誹謗中傷またはその名誉を毀損する行為 (2)乙、他の研修受講者またはその他の第三者に損害を与えまたは与えるおそれのある行為 (3)本サービスの運営に支障を及ぼすまたは及ぼすお	甲は、 <u>前項に定めるほか、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に該当する行為をしてはならない。</u> (1)乙、他の研修受講者またはその他の第三者を誹謗中傷またはその名誉を毀損する行為 (2)乙、他の研修受講者またはその他の第三者に損害を与えまたは与えるおそれのある行為 (3)本サービスの運営に支障を及ぼすまたは及ぼすお	・新第13条5項の挿入に伴う条文番号の変更 ・新第13条5項との関係を明記 ・句点の追加

	それのある行為	それのある行為	
第 13 条 6 項 (新第 13 条 7 項)	甲が、本サービスを利用するにあたり、甲が行うべき作業等を第三者に代行させる場合、甲は、当該第三者に本約款における甲と同等の義務を負わせたとす。乙が別途定める手続きに従い乙に申し出るものとする。なお、乙が、本サービスの提供に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれがあると判断した場合、乙は、当該第三者の作業代行を認めない。	甲が、本サービスを利用するにあたり、甲が行うべき作業等を第三者に代行させる場合、甲は、当該第三者に本約款における甲と同等の義務を負わせたとす。乙が別途定める手続きに従い乙に申し出るものとする。なお、乙が、本サービスの提供に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれがあると判断した場合、乙は、当該第三者の作業代行を認めないことができる。	・新第 13 条 5 項の挿入に伴う条文番号の変更 ・より正確な表現に修正
第 13 条 7 項 (新第 13 条 8 項)	甲は、本サービスを利用するにあたり自ら登録することができる事項について管理し、当該事項に変更等がある場合、速やかに更新、削除等を行う義務を負う。	甲は、本サービスを利用するにあたり自ら登録することができる事項について管理し、当該事項に変更等がある場合、速やかに更新、削除等を行う義務を負う。	新第 13 条 5 項の挿入に伴う条文番号の変更
(新第 13 条 9 項)	-	甲は、本サービスに関し録音・録画・撮影を行うことはできない。	録音・録画・撮影の禁止について追加
第 13 条 8 項 (新第 13 条 10 項)	甲は、受講者の行為であることを理由に本約款に定める義務に関する責任を免れることはできず、受講者が本約款に定める義務に違反した場合、乙または第三者に対してこれに起因する損害等に関する一切の責任を負う。	甲は、受講者の行為であることを理由に本約款に定める義務に関する責任を免れることはできず、受講者が本約款に定める義務に違反した場合、乙または第三者に対してこれに起因する損害等に関する一切の責任を負う。	新第 13 条 5 項および 9 項の挿入に伴う条文番号の変更
第 16 条 (新第 16 条 1 項、2 項)	甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本サービスの提供ないし利用に関して知り得た相手方に関する情報を、前条に定める場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、以下の各号の情報を除く。 (1)相手方から知り得た時点で、公知である情報 (2)相手方から知り得た後、自己の責によらず公知となった情報 (3)第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報 (4)相手方から知り得た情報によることなく、独自に開発した情報 (5)法令の定め、または裁判所、政府機関等の命令により、その開示が義務づけられた情報	1. 甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本サービスの提供または利用に関して知り得た相手方に関する情報を、前条に定める場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、以下の各号の情報を除く。 (1)相手方から知り得た時点で、公知である情報 (2)相手方から知り得た後、自己の責によらず公知となった情報 (3)第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報 (4)相手方から知り得た情報によることなく、独自に開発した情報 2. 甲および乙は、法令の定めまたは裁判所、政府機関の命令等により機密情報の開示を義務づけられた場合、前項の定めにかかわらず、対象となる機密情報を開示できる。	・表現の修正 ・第 16 条 5 号を削除し、新第 16 条 2 項を設けることで、法令等に基づく機密情報の開示についてより正確に記載 ・上記に伴い、第 16 条を新第 16 条 1 項に変更
第 18 条	(オブザープに関する甲の同意) 1. 前二条にかかわらず、甲は、乙があらかじめ第三者によるオブザープ(見学)がありうることを明示した研修について、当該第三者のオブザープについて同意した上で申込みを行うものとする。 2. 甲が、オブザープを希望する場合は、乙所定のオブザープ申込書により申込みを行い、オブザープ可となった場合には、乙の定める手続きに従ってオブザープを行	(オブザープ) 甲は、乙、乙の業務委託先または乙の提携先が、本サービスの改善の目的で研修のオブザープ(見学)を行う場合があることについて、あらかじめ同意するものとする。	オブザープについて、目的を限定したことに伴う修正

	<p><u>うものとする。</u></p> <p>3. オブザープにあたっては、甲は、研修の進行に支障を来たさぬように留意し、また、オブザープ中に知りえた情報については、第 16 条の定めに従うものとする。</p>		
第 25 条 2 項	<p>乙は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、その責任を負わない。</p> <p>(1)本サービスの一部または全部が、日本以外の国または地域における法令、慣習等に抵触したことにより、甲に損害が生じた場合</p> <p>(2)甲が登録を申請した事項もしくは甲が自ら登録した事項に誤りがあること、または甲が登録すべき事項を登録しなかったことにより、甲に損害が生じた場合</p> <p>(3)通常講ずるべきコンピュータウイルス対策では防止できないウイルス被害により、本サービスの提供に障害が発生し、本サービスに関するデータが変更、消去される等の損害が甲に生じた場合</p> <p>(4)甲が乙の指定したシステム環境を整えないこと、回線の混雑、回線障害、通常講ずるべき対策では防止できないコンピュータ機器の障害等により、甲が本サービスを利用できない場合</p> <p>(5)その他、乙が通常講ずるべき対策では防止できない障害の発生により、甲に損害が生じた場合</p>	<p>乙は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、その責任を負わない。</p> <p>(1)甲が本サービスを日本以外の国または地域において利用した場合において、本サービスの一部または全部が、当該国または地域における法令、慣習等に抵触したことにより、甲またはその他の第三者に損害が生じた場合</p> <p>(2)甲が登録を申請した事項もしくは甲が自ら登録した事項に誤りがあること、または甲が登録すべき事項を登録しなかったことにより、甲に損害が生じた場合</p> <p>(3)通常講ずるべきコンピュータウイルス対策では防止できないウイルス被害により、本サービスの提供に障害が発生し、本サービスに関するデータが変更、消去される等の損害が甲に生じた場合</p> <p>(4)甲が乙の指定したシステム環境を整えないこと、回線の混雑、回線障害、通常講ずるべき対策では防止できないコンピュータ機器の障害、<u>通信アプリケーションサービスやソフトウェアの不備・不調、甲のコンピュータスキルの不足等</u>により、甲が本サービスを利用できない場合</p> <p>(5)その他、乙が通常講ずるべき対策では防止できない障害の発生により、甲に損害が生じた場合</p>	より詳細な表現に修正
(新第 25 条 3 項)	-	<p>乙は、研修をオンラインで提供する場合、円滑かつ安全なオンライン実施のために合理的に必要な対応を行うよう努める義務を負うが、当該義務を履行したにもかかわらず通信インフラに起因する損害が甲に生じた場合、および通信アプリケーションサービスで取り扱った甲の機密情報が当該通信アプリケーションサービスから漏洩等したときは、責任を負わないものとする。</p>	研修をオンラインで実施する場合の免責について追加
第 26 条	<p>乙は、戦争、暴動、ストライキ、火災、天変地異、その他合理的支配を越える事由による本サービスの停止、遅延等について、その責任を負わないものとする。</p>	<p>乙は、<u>天災、戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公衆衛生に関わる緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制等</u>、乙のコントロールの及ばないあらゆる原因により、本サービスの提供に履行遅滞または不履行が生じた場合、甲に対して何ら責任を負わないものとする。</p>	不可抗力の内容をより詳細に記載
第 27 条 1 項 6 号	破産、民事再生、会社更生の申立がなされたとき	破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手	より正確な表現に修正

		続開始または特別清算開始の申立がなされたとき	
第 28 条	(準拠法および管轄)	(準拠法および管轄裁判所)	より正確な表現に修正
第 29 条	第 4 条に基づき成立した契約につき、その期間が満了し又は解除された場合であっても、第 12 条（知的財産権の帰属）、第 13 条（禁止行為および甲の義務等）、第 16 条（機密情報の保持）、第 17 条（個人情報保護）、第 18 条（ <u>オブザーブに関する甲の同意</u> ）、第 19 条（データの利用）、第 20 条（権利義務の譲渡禁止）、第 23 条（履歴の保管、廃棄）、第 24 条（反社会的勢力の排除）、第 25 条（乙の損害賠償および免責）、第 27 条（契約の解除および甲の損害賠償）、第 28 条（準拠法および管轄）および本条の定めは、引き続きその効力を有する。	第 4 条に基づき成立した契約につき、その期間が満了し又は解除された場合であっても、第 12 条（知的財産権の帰属）、第 13 条（禁止行為および甲の義務等）、第 16 条（機密情報の保持）、第 17 条（個人情報保護）、第 18 条（オブザーブ）、第 19 条（データの利用）、第 20 条（権利義務の譲渡禁止）、第 23 条（履歴の保管、廃棄）、第 24 条（反社会的勢力の排除）、第 25 条（乙の損害賠償および免責）、第 27 条（契約の解除および甲の損害賠償）、第 28 条（ <u>準拠法および管轄裁判所</u> ）および本条の定めは、引き続きその効力を有する。	各条文の見出しの変更を反映